

令和6年度台湾ビジネスマッチング業務 企画提案公募要領

1 趣旨

県では、台湾の食市場の需要獲得・拡大に向け、県内企業の販路開拓活動を支援するため、標記業務を実施することとし、その履行に当たり、最も適した受注候補者を選定するため、次のとおり企画提案を公募します。

なお、本業務は、令和6年2月青森県議会第317回定例会において、令和6年度青森県一般会計当初予算が成立することが実施条件となります（本業務の予算が成立しない場合は、契約行為に至りません。）。

2 委託業務の内容

(1) 業務内容

① 商談候補先の選定・確保

ア 県内企業のニーズ等を踏まえ、商談候補先となる台湾企業を選定すること。

イ アで選定した台湾企業の企業概要や取引実績、取引希望商品等、商談に必要な情報を日本語に翻訳し、情報共有すること。

ウ アの台湾企業が興味・関心を示した県内企業の企業概要や取扱商品等、商談に必要な情報を繁体字に翻訳し、情報共有すること。

エ 有望な商談先の発掘・選定、確保に向け、必要な調査を行うとともに、台湾企業に対し、県内企業の企業概要や取扱商品等の情報を発信すること。

オ 商談候補先となる台湾企業の企業概要や取引実績、取引希望商品等は、リスト化する等により随時整理すること。

② 商談日時等の調整・実施

ア 県内企業と①で選定した台湾企業との商談の日時・場所、商談方法（当日の流れ、通訳の有無）等を調整すること。

イ アの調整内容は、関係者間で情報共有し、商談当日前に改めて情報共有する等、共通認識・理解のもと円滑な商談が行われるようにすること。

ウ アにおいて、県内企業が台湾を訪問して商談する場合には、必要に応じて商談会場までの案内等のアテンドを行うこと。

エ アにおいて、オンライン商談等の相互の渡航・訪問が伴わない場合は、受託者が県内企業と台湾企業との情報交換・共有（カタログでの商品説明・提案、見積書の提出・確認等）窓口となり商談を行うこと。

オ 県内企業が台湾を訪問し、又は台湾企業が本県を訪問して行う実地の商談について、商談時の通訳は、商談の当事者が手配するものであること。ただし、委託料の範囲内において、独自のリソースやオンラインを活用した通訳業務の実施を提案することは、差し支えないこと。

③商談実施後のフォローアップ

ア ②の商談の結果を取りまとめ、日本語に翻訳の上、情報共有すること。

イ 商談が成立した場合には、継続的な取引に向けたフォローアップを行うこと。

ウ 商談が継続して行われる場合には、その連絡調整業務を行うとともに、商談の成立に向けたフォローアップを行うこと。

エ 商談が成立（ウの結果、成立した場合も含む。）した場合には、その内容（商品、取引数量・期間（回数）・金額、今後の取引見込等）を県に報告すること。

オ 商談結果は、成立・不成立・継続等の区分でカテゴライズ、リスト化する等により随時整理すること。

（２）委託金額の上限額

3,200千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

※1 本業務は、令和6年2月青森県議会第317回定例会において、令和6年度青森県一般会計当初予算の成立することが実施条件となること（※予算成立を経て契約行為に進むものであること。）。

2 委託金額は、上記（1）の業務実績に応じて支払うことを予定しているものであること。

3 提案に当たっては、上記（1）の①から③までの業務を一連の単位（1件）とし、1件当たりの経費（管理費を含む。）を積算し、提案すること。

4 本業務の履行に当たり、仲介手数料、成功報酬等、いかなる名目の経費であっても、委託料以外の経費を県以外の第三者から徴収、受領することは禁止するものであること。

5 具体の契約内容は、青森県と最優秀提案者とが協議の上、決定するものであること。

（３）委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 スケジュール

募集開始	令和6年3月 1日 (金)
質問書の提出期限	令和6年3月 8日 (金) 17時
質問書に対する回答	令和6年3月13日 (水) まで
参加表明書の提出期限	令和6年3月15日 (金) 17時
企画提案書の提出期限	令和6年3月21日 (木) 17時
書類審査	令和6年3月下旬 (予定)
審査結果の通知	令和6年3月下旬 (予定)
最優秀提案者との協議	令和6年4月上旬 (予定)
契約の締結	令和6年4月中旬 (予定)

4 参加資格

応募する時点で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 台湾に事務所・事業所等の拠点、関連企業を有する等、台湾に拠点機能を有し、本業務について、十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当する者でないこと。
- (3) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納をしている者でないこと。
- (7) 特定の宗教活動や政治活動を実施している者でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある者でないこと。

5 質問の受付

質問がある者は、質問書（様式2）に必要事項を記載の上、令和6年3月8日（金）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

質問への回答は、全ての質問への回答を取りまとめの上、令和6年3月13日（水）までに、青森県庁ホームページに掲載します。

6 参加表明

参加を希望する者は、参加表明書（様式1）に必要事項を記載の上、令和6年3月15日（金）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出内容

企画提案書（様式3）に必要事項を記載するとともに、経費積算がわかる資料を添付してください。経費積算がわかる資料については、上記2（1）の①から③までの業務を一連の単位（1件）とし、1件当たりの経費（管理費を含む。）を明示してください。

また、企業概要がわかる資料、直近の貸借対照表・損益計算書を添付してください。

なお、企画提案書の記載内容の補足や類似業務の実績を説明する資料等を添付することは差し支えありません。

(2) 提出方法及び期限

令和6年3月21日（月）（17時必着）までに、「11 書類の提出及び問合せ先」に電子メールにより提出してください。

8 審査の方法及び基準

(1) 審査方法

書面審査により最優秀提案者を選定します。

(2) 審査基準

- ①事業実施体制（業務実施に係る専門的知識を有した専門人員を配置する等、本業務のサポート体制が確保されているか等）
- ②商談候補先の選定・確保（既に日本の農林水産品を取り扱っている台湾企業を把握し交流がある等、商談先候補となる台湾企業を発掘・選定するための現地ネットワークを有するなど、候補先選定に至る効果的なリソースを有しているか等）
- ③商談日時等の調整・実施（県内企業が渡航して商談する際のアテンド体制は確保されているか、台湾企業が来青して商談する際のサポート体制は確保されているか、オンラインにより商談する際のサポート体制は効果的な内容か等）
- ④商談実施後のフォローアップ（商談が継続中の場合、商談結果を踏まえて、成約に向けて県内企業へのアドバイス、台湾企業の意向の確認・調整等、効果的にフォローアップする内容となっているか等）

9 審査結果の通知及び契約の締結

(1) 審査結果は、令和6年3月下旬（予定）までに、各提案者に書面により通知します。

(2) 最優秀提案者を契約候補者とし、当事者間で協議の上、契約を締結することを予定しています。

(3) なお、本業務は、令和6年2月青森県議会第317回定例会において、令和6年度青森県一般会計当初予算が成立することが実施条件となります（本業務の予算が成立しない場合は、契約行為に至りません。）。

10 留意事項

(1) 失格又は無効について

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反する認められる場合
- ⑤ その他、指示した事項に違反した場合

(2) その他

- ① 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 委託業務企画提案競技に関する説明会は行わない。
- ③ 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとする。
- ④ 提案書作成・提出に係る費用は支給しない。
- ⑤ 企画提案競技参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出した書類は返却しない。
- ⑥ 提案内容は全て見積額に反映させること。(別途費用を要する等の内容は不可とする。)
- ⑦ 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項の遵守を含む。
- ⑧ 契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。
- ⑨ 本業務の履行に当たり、仲介手数料、成功報酬等、いかなる名目の経費であっても、委託料以外の経費を県以外の第三者から徴収、受領することは禁止する。

11 書類の提出及び問合せ先

青森県観光国際戦略局国際経済課

所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1 (県庁西棟 4階)

電話：017-734-9730

FAX：017-734-8119

メール：kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp